

令和7年度

入園のしおり

重要事項説明書



社会福祉法人大和社会福祉事業センター

小規模保育園

イオン小牧キッズ保育園

イオン小牧キッズ保育園重要事項説明書(小規模保育事業所 A 型用)

保育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 運営主体

名 称	社会福祉法人大和社会福祉事業センター
所 在 地	関市春里町三丁目3番34号
電 話 番 号	0575-22-2377
代表者氏名	理事長 大岩 寿喜子

2 利用施設

施 設 の 種 類	小規模保育事業所 A 型
施 設 の 名 称	イオン小牧キッズ保育園
施 設 の 所 在 地	小牧市東一丁目126番地 イオン小牧店1F
連 絡 先	電話番号 0568-65-6966 FAX 0568-54-8622
管 理 者	松本 晴香
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする満3歳未満の小学校就学前児童
利 用 定 員	満1歳以上満3歳未満の児童 15人 満1歳未満の児童 4人
開 設 年 月 日	平成29年4月1日

3 事業所の目的・運営方針

イオン小牧キッズ保育園（以下「当園」という。）は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当園は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当園は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 当園は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 施設・設備等の概要

(1) 施 設

敷 地	敷地	イオン小牧店1F 106-01区画
	園庭	砂場あり 近隣の公園を屋外における保育活動の場として使用します。
保育室概要	構 造	イオン小牧店（鉄骨造り）
	延べ床面積	153㎡

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	41.01㎡（0・1歳児）
ほふく室		
保育室	1 室	22.75㎡（2歳児）
調乳・配膳室	1 室	5.94
沐浴室（WC）	1 室	19.32㎡
エントランス		19.52㎡
職員休憩室	1 室	7.14㎡
物置	1 室	7.14㎡

5 職員の設置状況

職 種	員数	備考
管理者	1 名	施設責任者
保育士	9 名	
その他		

※ 当園では、「小牧市家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準を定める条例（平成26年10月1日小牧市条例第30号）」に定める基準に基づき、保育の提供に必要な職種について、上記に記載する員数を上回る職員を配置しています。

※ 常勤・非常勤の内訳は、職員の異動に伴い変動する場合があります。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
管理者	常勤（8：30～17：30）
保育士	勤務時間帯（7：00～19：00）のうち8時間
その他	

※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。

※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

6 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始（12月29日から1月3日）及び祝祭日は休園となります。

7 保育時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から7時30分又は18時30分から19時00分までの範囲内で、延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時30分から16時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園と協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、7時00分から8時30分まで又は16時30分から19時00分までの範囲内で延長保育を提供いたします（延長保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

8 保育等の内容

当園は、保育所保育指針（平成29年3月31日厚労告117号）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定地域型保育及び時間外保育の提供

上記7に記載する時間において、保育を提供します。

(2) 食事の提供

児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時30分頃	11時頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

※ 食物アレルギーがある場合は『生活管理指導表』の提出が必須となります。登園の給食は、『完全除去』です。医師の指導に基づき対応をご相談させていただきます。

9 利用料金

保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)利用者負担額のうち保育料は無償になりますが、別表に掲げる費用を負担していただきます。お支払方法については、別途お知らせします。

10 利用の終了に関する事項

当園は、以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 園児が満3歳に達したとき（ただし、満3歳に達した年度の3月31日までは保育を提供いたします）。
- (2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

11 連携施設

当園は、保育を適正に実施し、当園における保育終了後も継続的に児童の受入先が確保されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う教育・保育施設を確保しております。

(1) 連携内容

ア 園児に集団保育を体験させるための機会の設定、その他保育の内容に関する支援

イ 代替保育（当園の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当園に代わって提供する保育をいう。）の提供

ウ 当園における保育の提供終了に際しての当該児童の継続的な受入

(1) 連携施設

ア みなみ保育園

運営主体	社会福祉法人大和社会福祉事業センター
所在地	小牧市大字北外山2645-16

連 携 内 容	・ 集団保育を体験させるための機会の設定 ・ 代替保育の提供
電 話 番 号	0568-71-0373

イ 市内の公立保育園 14園

運 営 主 体	小牧市
所 在 地	市内の公立保育園 14園
連 携 内 容	・ 卒園後の受け皿
電 話 番 号	0568-76-1130（幼児教育 保育課）

※ 当園の卒園後、保育園（当園の連携施設となっているみなみ保育園を含む）への入園を希望される場合は、転園願いが必要となります。市町村の利用調整の結果、御希望の保育園に入園できない場合もありますので御了承ください。

1.2 嘱託医

当園は、以下の医療機関を嘱託医としています。

(1) 内科

医療機関の名称	友松内科耳鼻咽喉科
医 院 長 名	友松 武
所 在 地	小牧市久保新町 12
電 話 番 号	0568-75-8111

(2) 歯科

医療機関の名称	おちあい小児歯科
医 院 長 名	落合 慶行
所 在 地	小牧市新町 3-239
電 話 番 号	0568-75-4618

1.3 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変・けが等の緊急事態が発生した場合には、応急処置をするとともに、至急保護者に連絡しますので、マイナ保険証・子ども医療費受給者証をお持ちの上、お迎えをお願いします。特に、緊急の場合は、保護者の到着を待たずに病院へ連れていくことがあります。マイナ保険証等で健康保険加入が確認できない場合は、一旦医療費の全額（10割）をお支払いいただく場合がありますのでご了承ください。家庭状況報告書の緊急連絡先が変わった場合には、速やかに園にお伝えください。

1 4 要望・苦情等に関する相談窓口

当園では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当園 ご利用相談窓口	・窓口担当者 保育士 佐藤 紗希 - 責任者 管理者 松本 晴香 ・ご利用時間 8:30～ 17:30 ・電話番号 0568-65-6966 - F A X 0568-54-8622	
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	山田 好美	(052)-991-3578
	梶田 尚美	(0568)-79-2544
	沼野 真弓	(0568)-79-4525

1 5 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。
防災設備	・誘導灯 有 ・スプリンクラー 有 ・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理 有
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

1 6 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	園賠償責任保険（東京海上日動火災保険）
保険の内容	園の管理の不備、および業務中の監督不注意によって生じた事故について、園児や第三者に対して園が法律上の賠償責任を負った場合に支払う損害賠償金や諸費用
補償金額	（施設賠償）対人1名1億円、1事故7億円、対物事故200万円 （生産物賠償）対人1名1億円、1事故7億円・期間中7億円 対物1事故200万円・期間中200万円
保険の種類	災害共済日本スポーツ振興センター
保険の内容	けがの補償
保険金額	医療費5000円以上のものに給付

1 7 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、営利活動	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

18 個人情報取り扱いについて

個人情報の重要性を認識し、当法人の個人情報保護に対する基本方針に従い、個人情報を適切に取り扱います。園児及び保護者にかかる個人情報について以下の目的のために必要最低限の範囲内において使用しています。

- 市内の保育園に転園する場合、施設間の連絡調整のために必要な情報提供
- 小学校への円滑な移行を図るための入学予定の小学校への情報提供
- 緊急時、病院・その他関係機関への情報提供
- 園だより・市の広報・ホームページへの動画等の掲載、作品展への出品にかかること
- 適切な保育を実施するために必要な範囲内で本園が小牧市の関係機関に対し情報を提供することと及び小牧市の関係機関から情報の提供を受けること

※関係機関…保健センター（児童の健康状態）、子育て世代包括センター（育児相談）など

◎園内で撮影された画像は、X（Twitter）、Facebook、Instagram などの SNS に掲載しないようお願いします。

19 オムツの定額利用申し込みについて

園内でオムツを利用される園児は、本園が提携する株式会社 LEAP（リープ）にてオムツの定額利用サービスに申し込んでいただきます。利用される園児の年齢により使用するオムツの種類やプランは異なります。利用料の中にはオムツ・おしりふき等の料金が含まれています。（別紙参照）オムツの使用状況により年度の途中でのプラン変更や解約が可能です。

※この重要事項の説明書の内容は令和 7 年 3 月現在の条件です。

別表

1 特定地域型保育の提供に要する利用者負担金（上乗せ徴収分，実費分）

保育において提供される便宜に要する費用のうち、保育所の利用において通常必要とされるものにかかる費用であって、園児の保護者に負担させることが適当と認められるもの。

2 延長保育事業にかかる利用者負担

延長保育を利用された場合（午前7時から午前7時30分および18時30分から19時の延長保育時間に保育園を利用した場合）は、各1,000円／月の保育料が別途必要です。

短時間保育（午前8時30分～午後4時30分）をご利用の方で、契約時間を超える時間を利用された場合（特別な事情がある場合を除く）は、別途延長料金1回300円をお支払いいただきます。仕事の都合などにより、契約時間を超えてのご利用は、電話連絡又は事前にご相談ください。

3 保育用品 全帽子 2,770円

※別表の他、個人でご購入いただく持ち物については別紙にてお知らせいたします。

※金額の変更や実費徴収の必要がある場合には、あらかじめ、その内容、負担を求める理由及び目的、金額について、書面によって明らかにした上で、ご説明します。